

### 危険物規制に関する政令別表第3

類 別	品 名	性 質	指 定 数 量
第1類		第1種酸化性固体	50キログラム
		第2種酸化性固体	300キログラム
		第3種酸化性固体	1,000キログラム
第2類	硫化りん		100キログラム
	赤りん		100キログラム
	硫黄		100キログラム
		第1種可燃性固体	100キログラム
	鉄粉		500キログラム
		第2種可燃性固体	500キログラム
	引火性固体		1,000キログラム
第3類	カリウム		10キログラム
	ナトリウム		10キログラム
	アルキルアルミニウム		10キログラム
	アルキルリチウム		10キログラム
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10キログラム
	黄りん		20キログラム
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50キログラム
		第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300キログラム
第4類	特殊引火物		50リットル
	第1石油類	非水溶性液体	200リットル
		水溶性液体	400リットル
	アルコール類		400リットル
	第2石油類	非水溶性液体	1,000リットル
		水溶性液体	2,000リットル
	第3石油類	非水溶性液体	2,000リットル
		水溶性液体	4,000リットル
	第4石油類		6,000リットル
動植物油類		10,000リットル	
第5類		第1種自己反応性物質	10キログラム
		第2種自己反応性物質	100キログラム
第6類			300キログラム

#### 備考

- 1 第1種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては、次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。

- イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいが若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
  - ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- 2 第2種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第1種酸化性固体以外のものであることをいう。
- イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
  - ロ 前号ロに掲げる性状
- 3 第3種酸化性固体とは、第1種酸化性固体又は第2種酸化性固体以外のものであることをいう。
- 4 第1種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を断続するものであることをいう。
- 5 第2種可燃性固体とは、第1種可燃性固体以外のものであることをいう。
- 6 第1種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- 7 第2種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第1種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 8 第3種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1種自然発火性物質及び禁水性物質又は第2種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 9 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- 10 水溶性液体とは、一気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- 11 1種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の压力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- 12 第2種自己反応性物質とは、第1種自己反応性物質以外のものであることをいう。